

熱海市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月29日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第28号

熱海市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(熱海市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 熱海市個人情報保護条例(平成10年熱海市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第6条第2項ただし書中「認められるとき」の次に「(特定個人情報を取得する場合を除く。)」を加え、同条第3項ただし書中「とき」の次に「(特定個人情報を取得する場合を除く。)」を加え、同条第4項中「関する個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。)」を加える。

第11条の見出し中「利用」を「保有個人情報の利用」に改め、同条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第11条の次に次の2条を加える。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第11条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度において、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関の保有する保有特定個人情報であるものを利用することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、

利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(保有特定個人情報の提供の制限)

第11条の3 実施機関は、番号法第19条各号(第7号を除く。)のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

第12条中「前条第2項第3号」を「第11条第2項第3号」に改める。

第16条第2項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「保有特定個人情報代理人」と総称する。))」を加える。

第17条第2項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあつては、保有特定個人情報代理人)」を加える。

第18条第2号中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあつては、保有特定個人情報代理人)」を加え、同条第7号オ中「、国」を削る。

第29条第2項及び第30条第2項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあつては、保有特定個人情報代理人)」を加える。

第37条の見出し中「利用停止」を「保有個人情報の利用停止」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条第3項中「利用停止」を「第1項の規定による利用停止」に、「利用停止請求」を「保有個人情報利用停止請求」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報の利用停止請求権)

第37条の2 何人も、第27条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第5条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条第2項及び第3項の規定に違反して取得されたとき、第11条の2第1項及び第3項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条

第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第11条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 保有特定個人情報代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求をすることができる。

3 第1項の規定による利用停止の請求(以下「保有特定個人情報利用停止請求」という。)は、保有特定個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

第38条第1項各号列記以外の部分中「利用停止請求」を「保有個人情報利用停止請求及び保有特定個人情報利用停止請求(以下「利用停止請求」と総称する。)」に改め、同条第2項中「本人であること(」の次に「第37条第2項又は」を、「法定代理人であること」の次に「又は保有個人情報の本人の保有特定個人情報代理人であること」を加える。

第46条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ)」を加え、同条第3項中「又は第37条第1項」を「、第37条第1項又は第37条の2第1項」に改める。

第2条 熱海市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「第36条」を「第36条の2」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

第11条の2第2項に次のただし書を加える。

ただし、番号法の定めるところにより、情報提供ネットワーク(番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークをいう。)を使用して他の個人番号利用事務実施者(同条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。)から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第11条の2第3項本文中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第11条の3中「(第7号を除く。)」を削る。

第25条第1項及び第35条第1項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第36条中「基づく保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加え、第4章第2節中同条の次に次の1条を加える。

（情報提供等記録の提供先への通知）

第36条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第37条の2第1項中「本人とする保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第18条第7号オの改正規定 公布の日
- (2) 第1条中第6条第4項の改正規定及び第11条の次に次の2条を加える改正規定（第11条の2第2項及び第11条の3に係る部分に限る。） 平成28年1月1日
- (3) 第2条の規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日